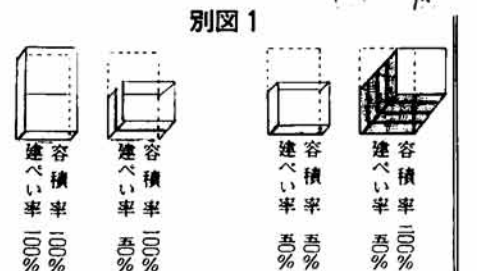
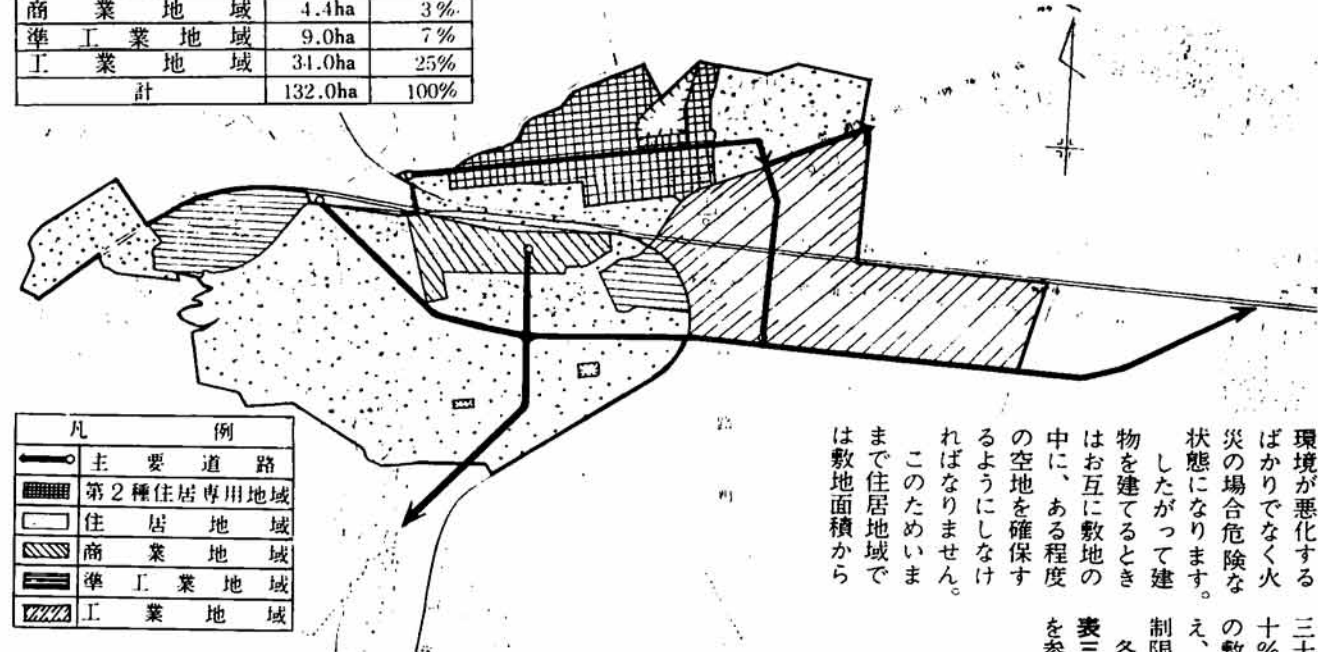


(5) 広報こしじ

種別	面積	割合
第2種住居専用地域	11.8ha	12%
住居地域	69.8ha	53%
商業地域	4.4ha	3%
準工業地域	9.0ha	7%
工業地域	31.0ha	25%
計	132.0ha	100%

長岡都市計画 (越路町決定)
新用途地域決定構想図



別表3 建ぺい率及び容積率

地域	項目	建ぺい率(%)	容積率(%)
第2種住居専用地域		60	200
住居地域		60	200
商業地域		80	400
準工業地域		60	200
工業地域		60	200

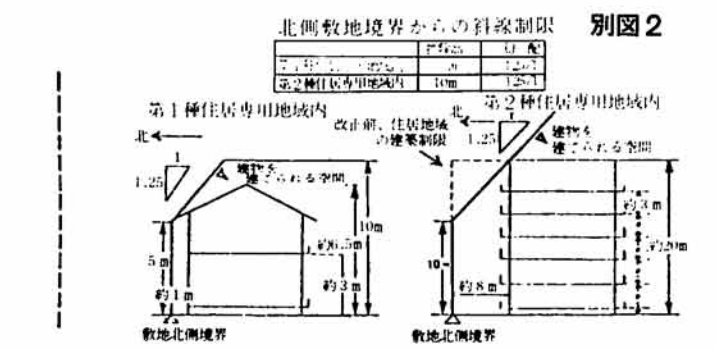
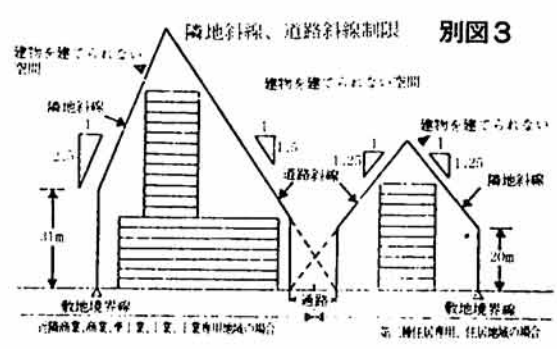
容積率は建物の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合(%)を言います。たとえば平家で敷地一ぱい建てるのと敷地の半分を使い2階建を建てるも同じ100%の容積率になります。

建ぺい率は建物の建築面積(建坪)の敷地面積に対する割合(%)を言います。これは建物が敷地を覆う割合であり同一敷地で建て坪が同じであれば階数に関係なく建ぺい率は同じです。

環境が悪化するばかりでなく火災の場合危険な状態になります。したがって建物を建てる際にはお互に敷地の中に、ある程度の空地を確保するようにしなければなりません。このためいままで住居地域では敷地面積から

近年住宅地内で高い建物がたち、隣接建物と日照問題が方々で起きています。そこで第一種住居専用地域では一律の高さの制限はありませんが、北側斜線が定められ、敷地の北側の境界では建物の高さは十米までとして境界から一米さがることにより、二五米の割合で建築限界線が緩和されます。別図二を参照下さい。

新しい用途地域内の建物の形態制限の概要



敷地境界線、商業、準工業、工業専用地域の敷地境界線

敷地北側境界線、第一種住居専用地域内、改正前、住居地域の建築制限

新しい用途地域
構想まとまる!!

◆住みよい環境を守るために
都市化が進むにつれて明るい住みよい環境を守るために、都市計画区域について用途地域を定め建築の際に最低限のルールをもって規制が行われております。

◆新用途地域の決定について
現在の用途地域制は昭和二十五年に制度化されたもので時代に即応しない面がたくさん出て来ましたが、そこでこれまでの制度を改正して新しい用途地域が四十八年十二月まで決定されることになりました。

◆用途の純化
都市計画で定められ用途地域にはそれぞれの地域の環境の保護と用途目的に従った土地利用の純化をはかるため、建築物の用途や構造又敷地に対する規模を建築基準法によって制限しております。

◆容積率の限度
今回の改正で新たに定められたもので、これまで住居地域では三十米、商業、準工業、工業では三

用途地域内の建物用途制限 別表2

分類	建物の用途	用途地域				
		第2種住居専用地域	住居地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域
住居	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○
	小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○
文教	大学、高等、各種学校	○	○	○	○	○
	自動車教習所	○	○	○	○	○
宗教	図書館、博物館	○	○	○	○	○
	神社、寺院、教会	○	○	○	○	○
医療・福祉など	診療所、養育院、託児所、一般公共浴場	○	○	○	○	○
	病院	○	○	○	○	○
商業	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○	○	○	○
	ホテル、旅館、モーテル	○	○	○	○	○
	住宅附属の小規模なもの	○	○	○	○	○
	一般の店舗、飲食店	○	○	○	○	○
	住宅附属の小規模なもの	○	○	○	○	○
	一般の事務所	○	○	○	○	○
	待合、料理店、キャバレー、バーなど	○	○	○	○	○
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場	○	○	○	○	○
	個室付浴場(トルコ風呂など)	○	○	○	○	○
	50㎡以下のもの	○	○	○	○	○
大規模なもの	○	○	○	○	○	
営業倉庫	○	○	○	○	○	
レジャー施設など	ボウリング場、スケート場、水泳場など	○	○	○	○	○
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造加工で小規模なもの	○	○	○	○	○
工場	作業場が50㎡以下で、危険性や環境悪化の恐れがきわめて少ないもの	○	○	○	○	○
	作業場が150㎡以下で、危険性や環境悪化の恐れがきわめて少ないもの	○	○	○	○	○
卸売市場など	危険性や環境悪化の恐れがあるもの	○	○	○	○	○
	危険性や環境悪化の恐れがあるもの	○	○	○	○	○
	卸売市場、と畜場、火葬場、ごみ焼場	○	○	○	○	○

基本的な用途地域の種類と性格 別表1

地域・地区の種類	性格
第一種住居専用地域	低層住宅地として、良好な環境の保護を図る地域
第二種住居専用地域	中高層住宅地として、良好な環境の保護を図る地域
住居地域	主として、住居の環境の保護を図る地域
商業地域	商業活動の利便を図る地域
近隣商業地域	近隣住民の利便の保護を図るとともに、日用品の供給を行なう商業の利便を図る地域
準工業地域	環境の悪化をもたらさない、公害の発生が少ない、軽工業の利便を図る地域
工業地域	工業活動の利便を図る地域
工業専用地域	重化学工業などの大工場のための地域

◆守りやすい建ぺい率
それぞれの建物が敷地いっぱい建てられると密集した緑のない町ができ、日照通風などが

改正地方税法のあらまし

今国会において地方税法の一部改正が行なわれましたので概要をお知らせします。

1 町民税

- (イ) 基礎控除額を十六万円(従前十五万円)
- (ロ) 配偶者控除額を十五万円(従前十四万円)
- (ハ) 扶養控除額を十二万円(従前十一万円)
- (ニ) 寡婦控除、障害者控除、老年者控除又は勤労学生控除の額をそれぞれ十二万円(従前十万円)、特別障害者控除額を十四万円(従前十二万円)
- (ホ) 配偶者のいない世帯の一人日の扶養親族に係る扶養控除額を十四万円(従前十二万円)
- (ヘ) 所得割の税率を次のとおり定められました。

税率	改正(課税標準額)	従前(課税標準額)
2%	30万円以下	15万円以下
3%	30万円をこえる	15万円をこえる
4%	50万円	40万円
5%	80万円	70万円
6%	110万円	100万円

以下改正なし

2 固定資産税

宅地等(農地以外の土地)について課税される固定資産税については、昭和三十八年度の評価額とその年度の評価額との上昇割合の区分に応じて一・一から一・四までの範囲の負担調整率を前年度の課税標準額に乗ずる負担調整措置がとられていますが、昭和四十八年度からは住宅用地に對して軽減措置を講ずるとともに評価額に基づいた課税方式に改められ、所有者区分(個人、法人の別)利用状況(住宅用地、非住宅用地の別)により次のように課税されます。

- (イ) 老人扶養控除額(年令七十才以上で障害者でない者)を十四万円(新設)
- (ロ) 夫と死別した後、婚姻をしていない者で扶養親族のないもの(年所得百五十万円以下の者に限る)について寡婦控除を適用する。
- (ハ) 障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲を年所得四十三万円(従前三十八万円)
- (ニ) 尚実施の時期は昭和四十八年度町民税から適用されます。
- (イ) 個人が所有している場合、昭和四十八年度は昭和四十七年度の課税標準額に負担調整率を乗じて算定します。昭和四十九年度は評価額から四十八年度評価額と昭和四十七年度課税標準額との差額の二分の一を差し引いた残額が課税標準額となり、昭和五十年年度からは評価額が課税標準額となります。
- (ロ) 法人が所有している場合、昭和四十八年度は評価額から評価額と昭和四十七年度課税標準額との差額の三分の一を差し引いた残額が課税標準額となり、昭和五十年年度からは評価額が課税標準額となります。
- (ハ) 評価額に對する課税最低基準が設けられました。前年度の課税標準額が、昭和四十八年度に於いては評価額の十五%、昭和四十九年度に於いては三十%に満たない場合は、それぞれの年度において十五%三十%の額が課税標準額となり

3 電気・ガス税

- (イ) 税率は六%(従前七%)に引き下げられました。
- (ロ) 免税点は電気にあつては千円(従前八百円)、ガスにあつては二千円(従前千六百円)に引き上げられました。
- (ハ) 尚(イ)の改正は昭和四十八年十一月一日から、(ロ)の改正は昭和四十八年六月一日から、それぞれ適用されます。
- 尚、不明の点は町役場税務課へ

労働通信教育 講座受講者 募集案内

この通信講座は、基本コースと専門コースにわかれています。基本コースは、労働問題について勉強するもので、専門コースは労働法、賃金、労務管理の三分野について勉強することになります。毎年一コースづつ三年間で修了します。

○講座期間 昭和四十八年七月から四十九年三月まで

○募集定員 基本コース 四千名 専門コース 三千三百名

○受講資格 性別、年齢、学歴に制限はありません。

○受講料 一コース 三千円

○募集期間 六月三十日まで

○申込み先 日本労働協会、県庁労政課または、もよりの労政事務所

○その他 受講申込書または、この講座についての詳細は県庁労政課、労政事務所及び役場産業課へお問い合わせ下さい。

企業拝見



輝くファッション産業 越路縫製

企業名 越路縫製株式会社
取締役社長 土田政一
所在地 越路町大字来迎寺
資本金 四、五〇〇万円
設備 土地 一三、〇〇〇㎡ 建物 一、六〇〇㎡
従業員 一七〇名
製造品 紳士スラックス 九〇% 紳士ジャケット 一〇%
越路縫製株式会社は、町工場誘



特殊の手法でジャケット縫製

発に成功し、特許をとり関係業界に大きな反響を呼んだ。このミシンの自力開発によってスラックスの生産は従来の縫製人員一人当り一日八本から、一挙に十三本にまで高め、現在では、およそ二十九秒に一本の割合で生産されるよう

ニットによるジャケットの縫製法に画期的な手法を開発した、この手法は、従来から、縫製分野では困難とされていた「衿」部門を特殊な手法を加えることにより、成功したもので、生産性は倍増しまた商品価値からも業界では画期的なものとして高く評価されている。

さて縫製作業は、従来の一貫して行なっていた内職的縫製から脱皮して、専門部署を受け持つ分業作業で行なわれる。このため会社では作業時間中に、ミシンのリズムに



自動ミシンの開発による量産化

調和した民謡や流行歌など、軽快なメロデーを工場内に流し、働く者の環境づくりに、こまやかな心づかいをしている。

また若人には、仕事は明るく、豊かな環境で、生活は、便利で遊び場のある都会の真中で、キヤッチフレーズに、長岡市の繁華街に、冷暖房完備の鉄筋コンクリート造り五階建ての家を与え好評をえている。更に昭和四十四年からは、社内長岡中央文化学院の越路教室を開設し、働きながら三ヶ年で洋裁教師の免状

児童手当の認定請求は早めに

児童手当の認定請求は、その人の請求にもとづいて、住所地の町長が認定し、支給することになっておりますので、該当児童(三人目)が生れた場合や、支給要件にあてはまる転入者は、必ず届出して下さい。

届出の翌月から児童手当が支給されますが、届出以前はいかなる理由があつても支給されませんので早目に申出ください。

なお、公務員と公共企業体の職員の認定と支給は、その勤務先で行っております。

支払いについては、六月、十月の月の前月分までの四カ月分を支払いしております。

児童手当に關することは、町民課国民年金係で担当しております